

Trans Catheter Imaging Forum (TCIF) 会則

第 1 章 総則

- 第1条 本会は、Trans Catheter Imaging Forum (略称:TCIF)と称する。
- 第2条 本会の事務局は、NPO 法人日本血管映像化研究機構内に設置し、NPO 法人日本血管映像化研究機構が運営する。
- 第3条 本会は、循環器疾患の治療、検査を行う施設の医師が、様々な情報をもとに最善且つ最良の診断や治療技術を研究し、その成果を公知することを目指す。また、心血管疾患における画像技術に関連するすべての職種の枠を越えグローバルな研究交流と情報発信を目指し、医療の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために研究・治療および検査生中継、講演、各種セミナー等の企画、会報発行、ホームページの運営などの事業を行う。

第 2 章 会員

- 第5条 本会の目的に賛同し、フォーラムに参加したのによって構成される。

第 3 章 フォーラム

- 第6条 本会は NPO 法人日本血管映像化研究機構により定期的開催される。
- 第7条 開催に際して NPO 法人日本血管映像化研究機構理事長はプログラム委員会を設置し、委員長を任命することができる。
- 第8条 委員長はフォーラムの準備、実施、報告を行う。
- 第9条 フォーラムの時期、開催地、会場等は委員長が定め、委員の承認を受ける。
- 第10条 開催にあたっては TCIF プログラム委員によって企画運営される。

第 4 章 TCIF プログラム委員会

- 第11条 TCIF プログラム委員は理事長に指名された委員長 1 名、副委員長数名、委員数名によって構成される。
- 第12条 プログラム委員会は次の規定に従って行う。
- 1) TCIF 開催のためのプログラムの作成と運営を行う。
 - 2) プログラム委員会は必要に応じて委員長が召集する。
 - 3) プログラム委員会の議長は委員長が行う。
 - 4) 事務局は、議事録作成のためプログラム委員会に出席することができる。

第 5 章 会計監査

第13条 プログラム委員会は次の職務を行う。

- 1) フォーラム等の各事業終了後、収支報告を作成する。
- 2) 会計監査は NPO 法人日本血管映像化研究機構 監事が行うものとする。

第 7 章 附 則

第 14 条 本会の運営経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 15 条 本会の会費は医師、企業関係者 ¥10,000 非医師医療関係者(コメディカル) ¥5,000 と定める。

第 16 条 会計年度は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

第 17 条 本会の運営に必要な細則はプログラム委員会にて別途定めることができる。

第 18 条 本会は次の役員を置く。

- 1) 委員長 平山 篤志
- 2) 副委員長 上田 恭敬
- 3) 委 員 由谷 親夫 松岡 宏 廣 高史 林 宏光
石原 正治 高山 忠輝 樋口 義治 小松 誠
児玉 和久 齋藤 穎
- 4) 事務局 NPO 法人日本血管映像化研究機構

第 19 条 本会会則は平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

第 20 条 本会会則の改廃は、プログラム委員会が決定する。